

第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和6年5月31日 午前10時00分 招集
2. 令和6年6月14日 午前10時00分 開議
3. 令和6年6月14日 午前11時30分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	荒 木 仁
土 木 部 長	中 本 知 己	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
福 祉 課 長	森 永 智 保	農 政 課 長	佐 伯 寛 文
建 設 課 長	鎌 倉 敏 一	企 画 財 政 課 長	廣 瀬 和 英
教 育 課 長	松 岡 幸 治	防 災 情 報 課 長	市 原 修 二
ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸	ま ち づ くり 課 長	石 松 昭 信
住 環 境 課 長	村 上 勇 一	税 務 課 長	上 村 美 博
波 野 支 所 長	岩 下 勝 則	市 民 課 長	甲 斐 直 喜
健 康 増 進 課 長	山 内 る み		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 繁 樹	議会事務局次長	塚 本 栄 治
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会期日程等について

日程第2 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第47号 阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- ② 議案第52号 令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第1号）について
- ③ 議案第56号 令和6年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第1号）について
- ④ 議案第57号 第2次阿蘇市総合計画の期間延長について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第48号 阿蘇市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- ② 議案第49号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ③ 議案第50号 阿蘇市公民館条例の一部改正について
- ④ 議案第51号 阿蘇市体育館等条例の一部改正について
- ⑤ 議案第52号 令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第1号）について
- ⑥ 議案第53号 令和6年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- ⑦ 議案第54号 令和6年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- ⑧ 議案第55号 令和6年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- ⑨ 請願第2号 現行保険証とマイナ保険証の選択制の存続を求める請願書

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第52号 令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第1号）について
- ② 議案第58号 市道路線の認定について
- ③ 請願第1号 水田活用の直接支払交付金の見直しについての請願書

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 発委第1号 阿蘇市議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第2 発委第2号 阿蘇市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第3 発委第3号 水田活用の直接支払交付金の見直しを求める意見書の提出につ

いて

日程第 4 発委第 4 号 現行保険証とマイナ保険証の選択制の存続を求める意見書の提出について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部出席者につきましては、お配りしています名簿のとおりです。

日程第 1 会期日程等について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 1「会期日程等」につきまして、議会運営委員長が報告いたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

本日午前 9 時半から議会運営委員会を開催し、一般質問、追加議案等の取扱いについて審議を行いましたので、その結果を報告いたします。

今期、一般質問の通告者は 10 名であります。したがって、6 月 17 日、18 日の 2 日間といたします。1 日目を 5 人、2 日目を 5 人と決定をいたしました。

次に、追加議案についてです。事務局から提出がありました、発委第 1 号「阿蘇市議会会議規則の一部を改正する規則について」及び発委第 2 号「阿蘇市議会委員会条例の一部を改正する条例について」の 2 件については、本日配付を行い、委員会付託を省略し、本日の日程に追加、提出者の説明、質疑、討論、採決まで行い、発委第 3 号「水田活用の直接支払交付金の見直しを求める意見書の提出について」及び発委第 4 号「現行保険証とマイナ保険証の選択制の存続を求める意見書の提出について」の 2 件については、本日の本会議で採決を行う請願書が採決された後に配付、委員会付託を省略し、本日の日程に追加、提出者の説明、質疑、討論、採決まで行うことに決定をいたしました。

また、執行部から提出のありました、議案第 59 号「工事請負契約の締結について」は、本日配付を行い、委員会付託を省略し、最終日の 6 月 18 日火曜日の日程に追加、提案理由の説明、質疑、討論、採決まで行うことで決定をいたしました。

最後に、本日の議会散会後は本議場におきまして全員協議会を開くことといたしましたの

で、御出席のほど、よろしくお願ひいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に従い、議事を進めます。

日程第 2 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第 47 号 阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- ② 議案第 52 号 令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について
- ③ 議案第 56 号 令和 6 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
- ④ 議案第 57 号 第 2 次阿蘇市総合計画の期間延長について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 2「各常任委員長報告」を行います。

審議の方法は、委員長報告、質疑、討論、採決の順に行いますが、議案第 52 号「令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について」は、経済建設常任委員長の報告後に行う一般会計予算以外の採決がすべて終了した後に討論、採決を行いますので、お間違ひのないようお願ひいたします。

それでは、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第 47 号「阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」他 3 件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務常任委員長、園田浩文君。

○総務常任委員長（園田浩文君） おはようございます。総務常任委員会委員長報告を行います。

令和 6 年第 3 回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案 4 件であります。6 月 4 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 47 号「阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」であります。

委員より、「本条例改正に関連し、12 月に進められるマイナ保険証への切替えはスムー

ズに行えるのか。」との質疑があり、総務課長から、「12月2日から切り替わるマイナ保険証は、1年間は経過措置として前の保険証も使用が可能となっています。全国の市町村でも同様の取扱いになると思われます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第52号「令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第1号）について」であります。

「税務課」の予算について。

委員より、「会計年度任用職員の雇用に係る予算の計上がなされているが、どの係への配置を予定しているのか。また、税務課窓口への日々の来庁者はどの程度おられるか。」との質疑があり、税務課長から、「職員1名が4月末に退職いたしましたことから、その欠員を埋めるべく収税係に配置、事務補助、調査補助、窓口業務を予定しています。また、税務課窓口への来庁者は、証明書発行件数を見ますと、1日当たり20名から30名、申告時期になりますと毎日100名近くの方がお見えであります。」との答弁がありました。

「波野支所」の予算について。

委員より、「会計年度任用職員の福祉バス運転手について、健康管理や運転前のアルコールチェックなどは実施しているのか。」との質疑があり、波野支所長から、「健康管理面については、職員と同様に職場検診を受診しております。アルコールチェックについては、規程に基づき運転前と運転後にアルコールチェッカーによる確認を行っています。」との答弁がありました。

「防災情報課」の予算について。

委員より、「今回、防火水槽の撤去についての予算が計上されているが、防火水槽の耐用年数と容量は。」との質疑があり、総務部長から、「現在、市が設置している防火水槽の耐用年数は約40年、容量40トンを基準としています。」との答弁がありました。

「総務課」の予算について。

委員より、「市職員のうち、阿蘇市外からの通勤者は何名ほどいるのか。」との質疑があり、総務課長から、「市外から通勤する職員は、家庭等の諸事情により30名前後いると思われませんが、非常時の参集も考慮し、市の職員として初動に支障を来すことのないよう、できるだけ阿蘇市に居を構えていただくようお願いをしております。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第56号「令和6年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第1号）について」であります。

委員より、「今回計上している旧慣使用について、井手牧野組合への支払いは発生しないのか。」との質疑があり、企画財政課長から、「井手牧野組合への支払いについては、当初予算で計上しており、今回の補正には含まれていません。補正の内訳としては、3月定例会で議決いただいた中萩の草牧野組合と上萩の草牧野組合の合計6件の旧慣使用分を追加しております。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 57 号「第 2 次阿蘇市総合計画の期間延長について」であります。

委員より、「総合計画に市長のマニフェストを盛り込むための半年間延長とのことだが、その策定に向けた動きは今年度に行うのか。」との質疑があり、企画財政課長から、「今年度、施策の大枠について策定を進め、首長選挙後の令和 7 年度上半期までにマニフェストを踏まえた次期計画を最終的に取りまとめる予定です。」との答弁がありました。

また、委員より、「当初予算で約 1,000 万円を計上された計画策定業務委託料の内容は。」との質疑があり、課長から、「コンサルへの委託料になりますが、策定審議会や庁内委員会等に係る事務費、また、成果品の印刷費などとなっています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

16 番議員、古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） 確認ですが、マイナ保険証への切替えについてですが、前の保険証も使用が可能となっていますという話がここに上がっておりますが、これは、廃止後は資格確認書という説明を受けたわけですが、この説明で合っていますか。

○議長（菅 敏徳君） 11 番議員、園田浩文君。

○総務常任委員長（園田浩文君） 執行部からの説明は、このように説明をいただいております。恐らく合っているものと思われま。

○議長（菅 敏徳君） 16 番議員、古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） 執行部の文教厚生常任委員会では、廃止後は資格確認書を発行するということになっております。この説明では、現行の保険証が 1 年間は使えるとなっておりますが、それでいいですか。

○議長（菅 敏徳君） 16 番議員、古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） 執行部のほうから説明ができればお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 総務常任委員長、園田浩文君。

○総務常任委員長（園田浩文君） 執行部のほうで説明ができれば執行部のほうに説明をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 総務常任委員長、園田浩文君。

○総務常任委員長（園田浩文君） 私に対する質問ですので、少し執行部と確認します。

すみません、暫時休憩をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 暫時休憩します。

午前 10 時 15 分 休憩

午前 10 時 23 分 再開

○議長（菅 敏徳君） 会議を開きます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（園田浩文君） お待たせしました。すみません。

総務常任委員長報告の中段あたりに「総務課長から、12月2日」という文言があるんですけれども、ここの訂正をお願いいたします。よろしいでしょうか。

「12月1日までに既に発行されている保険証は、その有効期限までは1年間は使用が可能となります。」

議長、すみません、もう一度訂正をお願いします。

「12月1日までに既に発行されている保険証は、その有効期限までです。」ということですね。よろしいでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 今の修正案でよろしいでしょうか。

16番議員、古木孝宏君。

○16番（古木孝宏君） 何か、今、分かったような、分からないような説明を聞きましたが、後で文教厚生常任委員長の報告もあります。これと合っていますか。今の総務常任委員長の報告のとおりでよろしいですか。よければいいですよ。委員長報告ですので、間違いのないように。

○議長（菅 敏徳君） 後で正誤表を添えたいと思いますが、いかがでしょうか。そのように修正をして、いいでしょうか。

17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） ここで採決しないといけない内容ですので、後で正誤表では駄目だと思います。

○議長（菅 敏徳君） それでは、修正、よろしいでしょうか。そのように後から正誤表をつけさせていただきます。修正することでよろしいでしょうか。

それでは、そのように進めさせていただきます。

17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 修正というのはどういう意味でしょうか。採決は後から、修正を見た後、採決するということですか。

○議長（菅 敏徳君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（園田浩文君） 議長、暫時休憩をお願いします。暫時休憩して、きちんと整理してから、もう一度私が説明をいたします。

○議長（菅 敏徳君） 分かりました。

では、暫時休憩いたします。10時40分から始めます。

午前10時27分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任委員長、園田浩文君。

○総務常任委員長（園田浩文君） それでは、委員長報告の先ほどの中段あたりに「総務課長から」という文言が書いてあるんですけど、その後ろの「12月2日」から「経過措置として」までを削除いたしまして、「総務課長から、『12月1日までに発行されている保険証は、その有効期限までは前の保険証も使用が可能となっています。』」と委員長報告の書換えをお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） ただ今、総務常任委員長から修正の申出がありました。この修正でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） では、そのように進めていきたいと思います。

他に質疑はありませんか。

15番議員、五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 今、修正の文言についての正誤表は出さないんですか。言葉だけ。

○議長（菅 敏徳君） 正誤表は出します。

○15番（五嶋義行君） 今、出して。出した後で採決したいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 議会事務局長。

○議会事務局長（山本繁樹君） 説明の補足をさせていただきます。

この委員長報告の箇所には、まず議案となっております議案第47号の案件のことでありますけれども、関連するという質問があっております。マイナンバーカード等に影響するというところで、この質問は関連するという質問があっております。それで、何が言いたいかというと、審査に大きく影響するものではないと考えておまして、保険証のことがやはり気になることもございまして、この質問が出ている関係上、当然後ほど正誤表は発行しますが、今、正誤というのは待っていただきたいと事務局は考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 五嶋議員、それでいいでしょうか。正誤表は後でお配りしますが、そのようでもいいでしょうか。

12番議員、市原正君。

○12番（市原 正君） 今、結局この修正をするために議会を休会して、暫時休憩をして、時間をとったわけです。その時間をとった以上は、やはり修正のものをきちんと議員に配って、そして採決をすべきだと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 11番議員、園田浩文君。

○総務常任委員長（園田浩文君） あくまでも議案第47号の改正に関連をしてということが入っております。あくまでも関連ということですので、委員長としては採決には影響しないものと考えております。

以上です。

その正誤表は出していただいて構いません。

○議長（菅 敏徳君） それでは、正誤表は後ほどお出しするということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、そのように進めさせていただきます。

これより、議案第 52 号「令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）」を除き、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 52 号を除き、採決いたします。

まず、議案第 47 号「阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号「令和 6 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号「第 2 次阿蘇市総合計画の期間延長について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 48 号 阿蘇市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- ② 議案第 49 号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ③ 議案第 50 号 阿蘇市公民館条例の一部改正について
- ④ 議案第 51 号 阿蘇市体育館等条例の一部改正について
- ⑤ 議案第 52 号 令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について
- ⑥ 議案第 53 号 令和 6 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）に

ついて

⑦ 議案第 54 号 令和 6 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

⑧ 議案第 55 号 令和 6 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について

⑨ 請願第 2 号 現行保険証とマイナ保険証の選択制の存続を求める請願書

○議長（菅 敏徳君） 続きまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました、議案第 48 号「阿蘇市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」他 8 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、立石昭夫君。

○文教厚生常任委員長（立石昭夫君） お疲れさまです。文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

令和 6 年第 3 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 8 件、請願 1 件であります。6 月 5 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

まず最初に、議案第 48 号「阿蘇市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」であります。

福祉課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 49 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

福祉課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 50 号「阿蘇市公民館条例の一部改正について」であります。

委員より、「本改正により、施設の宿泊を伴う合宿での使用はできなくなるのか。」との質疑があり、教育課長から、「宿泊が伴う有償での利用は、旅館業法の関係上できません。宿泊利用については、今後、検討する必要があるものと考えています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「冷暖房料金について、今後、電気料金の値上げも考えられ、この料金では採算が合わないのでは。」との質疑があり、課長から、「使用料は、あくまでもその一部を負担いただくものであり、電気料の影響で大きく変わるものではありません。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 51 号「阿蘇市体育館等条例の一部改正について」であります。

委員より、「施設の冷暖房料金が大幅に減額になった理由は。」との質疑があり、社会体育係長から、「空調が設置された昭和 58 年当初の料金設定は、工事費用等の回収を目的と

した高めの設定であったため、利用者も少ない状況でした。今回、1時間当たりの料金を1万5,000円から8,000円と引き下げることで使用頻度の向上を図るものです。」との答弁があり、また、教育部長から、「当時の空調と比較し、省エネ機能が格段に進歩したことも大きな理由の一つです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第52号「令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第1号）について」であります。

まず、「教育課」の予算について。

委員より、「波野グラウンド管理棟改築に係る工事内容は。」との質疑があり、教育課長から、「工事は、建築工事、電気設備、機械設備、解体撤去などを予定しています。」との答弁がありました。

次に、「福祉課」の予算について。

委員より、「子ども医療システム改修に伴う熊本県内の窓口無料化の開始時期は。」との質疑があり、福祉課長から、「来年1月の運用を目指し、準備を進めます。」との答弁がありました。

次に、「市民課」の予算について。

委員より、「更新される塵芥車2台が巡回する地域は。」との質疑があり、市民課長から、「一の宮と阿蘇の2地区を巡回します。」との答弁がありました。

次に、「健康増進課」の予算について。

健康増進課長から、「新型コロナウイルスワクチン接種費用については、国が示す1万5,300円から個人負担を除いた額を、国及び市が助成するものです。なお、65歳以上の方もしくは基礎疾患がある方の定期接種の個人負担は2,100円、それ以外の任意接種の方の個人負担は1万2,500円になります。」との補足説明がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第53号「令和6年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。

委員より、「国民健康保険システム改修業務委託の内容は。」との質疑があり、ほけん課長から、「保険証とマイナンバーカードの一体化に係るシステム改修です。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第54号「令和6年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。

委員より、「認知症施策等総合支援事業の内容は。」との質疑があり、介護保険係長から、「本事業は、認知症が疑われる方などの早期の相談を目的として行い、併せて御本人や御家族への継続的な支援と医療機関との連携を図るものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第55号「令和6年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第

1号)について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第2号「現行保険証とマイナ保険証の選択制の存続を求める請願書」であります。

本請願について、ほけん課長から、「国は、現行保険証の廃止以降、マイナ保険証を所持していない方には、現行保険証の代わりとなる資格確認書を発行することとしています。なお、阿蘇市のマイナンバーカードの所持率は4月現在で約8割、その中でマイナ保険証を保有している方が、国保で59.8%、後期高齢で50.3%となります。」との報告があり、委員からは、「現在、医療機関でマイナ保険証を利用する方が非常に少ないと思われる。」などの意見がありました。

以上のような審査を経た結果、請願第2号は採択すべきものとし、また、本件に関する意見書提出については、本会議で採択となった場合、文教厚生常任委員会からの委員会提出議案として提出することに決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(菅 敏徳君) 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

17番議員、谷崎利浩君。

○17番(谷崎利浩君) 文教厚生常任委員長にお尋ねします。

質問が7件ぐらいなんですが、「委員より」と書いてあるのがですね、大体7件ぐらいだったのか、もっとたくさん質疑があったのか、それについてお伺いします。自己の委員会ですけれども、経済建設常任委員長報告では質問が6件ぐらいしかないんですが、私はもっとたくさん質問したつもりなんですけれども、委員長報告が少ないんじゃないかと思います。それについて、文教厚生常任委員会ではどうだったのか、お伺いします。

○議長(菅 敏徳君) 文教厚生常任委員長、立石昭夫君。

○文教厚生常任委員長(立石昭夫君) ただ今の質問にお答えいたします。

各常任委員会でも同じだろうと思いますけれども、約2時間にわたっての委員会を開いておりますので、もっとたくさん意見はありました。それでも、委員長報告として文書にまとめるにあたっては、それを全部掲載するわけにもいきませんので、割愛して主なものを載せているわけです。

以上です。

○議長(菅 敏徳君) 谷崎利浩君。

○17番(谷崎利浩君) もう一つお尋ねします。その割愛する中で、あるいは文書作成の中で各課長に確認とかはされるんでしょうか、お伺いします。

○議長(菅 敏徳君) 文教厚生常任委員長、立石昭夫君。

○文教厚生常任委員長（立石昭夫君） お答えいたします。

各常任委員会の委員長報告を取りまとめるに当たりましては、各常任委員長も同じだろうと思えますけれども、文書作成に当たっては各課長の確認をとって発行しております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第52号「令和6年度阿蘇市一般会計補正予算」を除き、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第52号を除き、採決いたします。

議案第48号「阿蘇市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号「阿蘇市公民館条例の一部改正について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号「阿蘇市体育館等条例の一部改正について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、委員長の報告

のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号「令和 6 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号「令和 6 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号「令和 6 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第 2 号「現行保険証とマイナ保険証の選択制の存続を求める請願書」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、請願第 2 号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 52 号 令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について
- ② 議案第 58 号 市道路線の認定について
- ③ 請願第 1 号 水田活用の直接支払交付金の見直しについての請願書

○議長（菅 敏徳君） 続きまして、経済建設常任委員会に付託をいたしました、議案第 52 号「令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について」他 2 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、児玉正孝君。

○**経済建設常任委員長（児玉正孝君）** おはようございます。経済建設常任委員会委員長報告をいたします。

令和6年第3回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案2件、請願1件であります。6月6日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第52号「令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第1号）について」であります。

「建設課」の予算について。

委員より、「土地改良区への創設換地協定費用負担金について詳細な説明を。」との質疑があり、道路河川係長から、「黒川地区の県営土地改良事業に伴う市道坊中下西黒川線の道路工事に関する換地負担金です。工事は、換地処分が完了する令和7年度に実施する予定です。」との答弁がありました。

次に、「住環境課」の予算について。

委員より、「会計年度職員が行う業務は。」との質疑があり、住環境課長から、「現場対応の多い公営住宅係職員の事務を補うため、市営住宅に関する窓口対応や家賃請求等の事務を行う予定です。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について。

委員より、「地域一体となった面的DX化推進事業の内容と期待される効果は。」との質疑があり、まちづくり課長から、「店舗業務の効率化を図るため、インバウンド対応、作業員の省力化、混雑状況の可視化に関する取組を行います。具体的には、飲食店のテーブルに設置したQRコードをスマートフォンで読み取り、直接注文できるシステムの導入や、観光協会ホームページで各店舗の混雑状況が確認できるとした環境整備を行います。これは、店舗の人手不足解消や外国人対応の手間を削減するなど個店の負担軽減につながり、同時に市内の回遊性を高める効果が期待できますので、商工会や観光協会等を通じて説明会を行うなど参加店舗を募ってまいります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「新型コロナウイルス感染症対策の利子補給事業が終了しているが、償還が始まっている事業者は物価高騰などで厳しい状況であり、何らかの支援策が必要では。」との質疑があり、まちづくり課長から、「商工会とも協議を行いながら検討していきます。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の予算について。

委員より、「今回、計画する阿蘇西部地区の再整備に関して、黒川からの用水についてはごみ等の不純物が多く含まれることから取水方法の検討はできないか。」との質疑があり、農政課長から、「揚水ポンプの取水方法については、受益者にとって維持管理面の軽減につながるよう、熊本県と調整を図ります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「不動産鑑定を行う波野地区の林業研修センターは売却の予定か。」

との質疑があり、農政課長から、「平成元年の供用開始から 35 年が経過しており、老朽化が著しいことから、現状での公売または解体による処分を検討しています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 58 号「市道路線の認定について」であります。

建設課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第 1 号「水田活用の直接支払交付金の見直しについての請願書」であります。

本請願について、農政課長から、「農業団体等で構成する阿蘇市地域農業再生協議会からも、今回の請願の趣旨に加えまして、アスパラガスなどの施設園芸に係る農地を除外する特例を設けてほしいといった意見が寄せられています。今後は、管内の農業団体と綿密に連携を組みながら地域の課題等を整理し、国・県への働きかけを行っていきます。」との意見があり、委員からは、「交付金の見直しは、会計検査院からの指摘を受けた農林水産省の強引な政策誘導ととれる。農業を切り捨てるような動きには到底納得できない。農家の声を届けるためにも、国に対して制度見直しの強い働きかけが必要である。」との意見がありました。

以上のような審査を経た結果、請願第 1 号は採択すべきものとし、また、本件に関する意見書提出については、本会議で採択となった場合、経済建設常任委員会からの委員会提出議案として提出することに決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終わります。

これより、経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 52 号「令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算」を除き、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 52 号を除き、採決いたします。

議案第 58 号「市道路線の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号「水田活用の直接支払交付金の見直しについての請願書」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

以上で、議案第52号「令和6年度阿蘇市一般会計補正予算」を除くすべての案件について採決が終わりました。

これより、一般会計予算の採決を行います。

議案第52号「令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第1号）について」、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第52号について採決します。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決です。議案第52号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

それでは、お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、11時20分から再開いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。議会運営委員長から発委第1号「阿蘇市議会会議規則の一部を改正する規則について」及び発委第2号「阿蘇市議会委員会条例の一部を改正する条例について」、経済建設常任委員長から発委第3号「水田活用の直接支払交付金の見直しを求める意見書の提出について」、文教厚生常任委員長から発委第4号「現行保険証とマイナ保険証の選択制の存続を求める意見書の提出について」の4件が提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。

それでは、発委第1号から発委第4号までの4件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りいたします。発委第1号から発委第4号までについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、質疑、討論、採決までを行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号から発委第4号までは、委員会の付託を省略し、質疑、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

追加日程第1 発委第1号 阿蘇市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（菅 敏徳君） 追加日程第1、発委第1号「阿蘇市議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（古木孝宏君） それでは、発委第1号、阿蘇市議会会議規則の一部を改正する規則について、提出者の説明を行います。

今回の改正により、議会のデジタル化に関し、電子情報処理組織による通知等は、インターネット等を活用したオンラインによる手続が可能とするものであります。

以上で、提出者の説明を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 以上で、議会運営委員長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、園田浩文君。

○11番（園田浩文君） 今後、例えばタブレットなどを持ち込む場合にも、この改正の趣旨といいますか、タブレットはタブレットでまた持ち込むときに改正が必要となるような内容になっていますか。これに対応ができるような内容になっていますか。

○議長（菅 敏徳君） 議会事務局長。

○議会事務局長（山本繁樹君） 当然そういったことが今後検討されると思います。この会議規則は、そういったものにも対応できる改正となっております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発委第1号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号は、原案のとおり可

決されました。

追加日程第2 発委第2号 阿蘇市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（菅 敏徳君） 追加日程第2、発委第2号「阿蘇市議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（古木孝宏君） 発委第2号、阿蘇市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提出者の説明を行います。

今回の改正により、委員会の開催場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で委員会を開くことができるとするものであります。

以上、提出者の説明を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 以上で、議会運営委員長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発委第2号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 発委第3号 水田活用の直接支払交付金の見直しを求める意見書の提出について

○議長（菅 敏徳君） 追加日程第3、発委第3号「水田活用の直接支払交付金の見直しを求める意見書の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（児玉正孝君） それでは、発委第3号、水田活用の直接支払交付金の見直しを求める意見書の提出につきまして、提出者の説明を行います。

水田活用の直接支払交付金における交付対象水田の見直しで、令和4年度から令和8年度までの5年間で、一度も水張りが行われていない農地は、令和9年度以降、交付対象の水田としないという方針が示されています。

つきましては、安定的な営農の継続や農地の維持が将来にわたって展望できるよう、農業

者への支援対策を国に対して強く求めるものであります。

議員各位におかれましては、御賛同いただきますようお願いいたします。

以上、提出者の説明を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 以上で、経済建設常任委員長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発委第3号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 発委第4号 現行保険証とマイナ保険証の選択制の存続を求める意見書の提出について

○議長（菅 敏徳君） 追加日程第4、発委第4号「現行保険証とマイナ保険証の選択制の存続を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（立石昭夫君） それでは、発委第4号、現行保険証とマイナ保険証の選択制の存続を求める意見書の提出につきまして、提出者の説明を行います。

国は、マイナンバーカードに健康保険証を組み込んだ「マイナ保険証」の普及のため、令和6年12月2日に現行の健康保険証が廃止されることが決定されています。

つきましては、当面の間、現行保険証とマイナ保険証の選択制の存続を国に対して強く求めるものであります。

議員各位におかれましては、御賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、提出者の説明を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 以上で、文教厚生常任委員長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発委第4号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、発委第4号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

この後、全員協議会を開催します。本議場にて全員協議会を行いますので、よろしく願いいたします。

準備を行います。しばらくお待ちください。

午前11時30分 散会